



届けよう看護の声を！ 私たちの未来へ



— 地方公務員や特定地方独立行政法人職員にもできること —

地方公務員や特定地方独立行政法人職員は、「政治活動」ができないと思っていませんか？「政治活動」への参加は国民の権利です。そして、「政治活動」は専門職としての自律の証です。

2040年に向け、働き手が急激に減少し、人手不足がさらに深刻化します。いかに労働力を確保し、生産性を上げるかが今後の重要な課題です。就業環境を改善し、「人々のいのち・くらし・尊厳をまもり支える看護」に貢献するため、看護連盟は、あなたの参加を待っています。

地方公務員にもできる政治活動・選挙運動

01 | 看護連盟の会員になること

「現場の声」を看護職代表の国会議員の活動を通して政策に反映させ、看護職の働く環境を改善することにつながります。

02 | 研修会や集会等に積極的に参加すること

看護業務は法律・制度に基づいています。法律・制度を新たにつくり、改正することができるのは、議員です。普段から、研修会等に参加し、新たにつくられた法律や制度について理解を深めましょう。

03 | 「現場の声」を国政に届けること

「現場の声」は法律・制度をつくり変える原点になります。「現場の声」を看護連盟や看護職代表の国会議員に届けましょう。

04 | 「応援する会」に入会すること

看護職代表である候補予定者の応援の輪を広げることは、政策実現力のアップにつながります。

05 | 投票に行って看護職代表の候補者名を書くこと

政策を実現するためには得票数が大事です。選挙期間中は積極的に身近な友人や知人に「期日前投票」、「候補者名を書く」ことを呼びかけましょう。

地方公務員にもできる看護連盟の紹介方法

- 📍 看護連盟の情報は、勤務時間外に、特定の人に積極的に伝えましょう。
- 📍 看護連盟の加入は、自らの意思で判断するものです。パンフレットや入会申し込み用紙の配布など、「地位利用」にならないよう配慮しましょう。
- 📍 支部役員・リーダー・連絡員が連携し、仲間づくりの輪を大きく広げましょう。
- 📍 LINE等を積極的に活用し、勤務時間外に情報発信、情報共有をしましょう。
- 📍 看護職の理解者・協力者を増やすため、普段から積極的に看護の問題を話し合い、「現場の声」を聴きながら、周囲の方々との信頼関係を築きましょう。



地方公務員会員でもできる 政治活動・選挙運動のQ&A

Q1

公立病院に勤務する看護職が、看護連盟会員になることや後援会に入会することは問題になりますか？

A

問題ありません。看護職が職能活動として自分の意思で看護連盟や後援会に入会することは、憲法で保障された権利です。

Q5

公立病院の看護職に看護連盟への入会を勧めるにはどうすればいいですか？

A

主体的に入会していただくことが大切です。例えば、個人的に少数の友人等に連盟の必要性を説明し入会を勧めることはできます。

Q2

公務員の「地位利用」とはどのようなことですか？

A

看護部長、副看護部長、看護師長、主任等の地位にある者が、部下に対して特定の候補者の後援会に強制的に入会を勧めることは、ポジションパワーを使った「地位利用」と疑われることがあります。ただし、自らが応援している人の話をするのは、思想信条の自由として問題はありません。「地位利用」は勤務時間外でも上司と部下との関係があるかぎり注意が必要です。

Q6

公立病院で時間外を利用して、後援会入会申し込みやリーフレットなどを施設幹事、リーダーや連盟会員から看護職員に手渡してもいいですか？

A

できます。ただし、時間外に渡してください。

Q7

公立病院の看護部長、看護師長等が、選挙の棄権防止の呼びかけをしてもいいですか？

A

政治活動への参加は国民の権利です。棄権防止の呼びかけは積極的にしましょう。ただし、公立病院の看護部長、看護師長等は、地位を利用して特定の選挙における特定の候補者への投票依頼はできませんので注意してください。

Q3

公立病院の施設幹事やリーダーに向けて看護連盟から送付された会員宛資料を会員以外にも配布していいですか？

A

問題ありません。看護職が職能活動として自分の意思で看護連盟や後援会に入会することは、憲法で保障された権利です。

Q8

勤務する公立病院の区域外で、選挙期間中に投票依頼をすることはできますか？

A

できます。地方公務員の場合、勤務する地方公共団体の区域外であれば、投票依頼をすることは許されています。

Q4

公立病院で新採用時、看護連盟についての説明をしてもいいですか？

A

是非行ってください。看護連盟が何を目的としているか、その存在意義について納得できるように説明してください。自ら政治活動の重要性を判断し、主体的に政治活動に参加することは、日本看護協会「看護職の倫理綱領」本文15の中にも「看護職は制度の改善や政策決定、新たな社会資源の創出に積極的に取り組む」と掲げられているとおり、職能としての行動です。

Q9

看護の代表が国会議員になってどんな成果がありましたか？

A

最近では「看護職員処遇改善評価料」の新設、「看護師等確保指針」の改定、2024年度診療報酬改定による「ベースアップ評価料」の新設などの実績があります。